

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業の取扱い（企業、職業別：各種企業）(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 在沖縄外資系企業, 米系企業, マニング, 在沖縄保険業, 琉球生命保険会社 キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43470

環球生命保險公司 本土支店設置

条約課長
法規課長

3/5
22

アメリカ局長了
参事官了
北米才一課

琉球生命保険会社の本土支店設置

46. 2. 27
米北一

27日 Japan Times 13面掲載の「大蔵省
は、琉球生命保険会社 (Ryukyū Mutual Life

Insurance Co.) の東京及大阪支店設置と
3月中旬に認可し、4月1日より営業を
開始予定

此の模様、この趣旨の記事(別添)
に同じ、大蔵省官房(三木事務官)に

照会したところ、先日は、銀行局保険部
に確認したところ、この通り答えた。

1. 記事内容は、琉球保険課長が
から署名発表したところ、業界紙では、琉球

琉球 何回か記事にあり、Japan Times が
今に知ったと取上げられた意図はわからないが、

全面的に事実を即したものである。

2. 同社は、復帰後は、形式的に外国

保険会社として扱われるが、本土の生命
保険会社の基準からみると若干問題が

あること、支店申請に対し、銀行局では、
2月25日以内免許を与之れ。

3. 本土の正式な保険会社とあるためには
供託金を納めなければならないが、これ

は、納付完了次第、4月1日には正式
免許が下りる予定である。

4. なお、因みに同社（正式名称は、
琉球生命保険相互会社）の規模

は、本土の最小規模の生命保険会社
の約70%程度のものであり、また、

他の1社、沖縄生命保険相互会社
(Okinawan Life Insurance Co.)

のそれは、本土最小生保会社の約10%
程度のものである。

また、沖縄生命保険会社からは未だ
何らの免許申請等は出されてない。